

経済産業省委託事業

ASEAN におけるインターネット上での知財侵害商品
の流通についての ISP 責任に関する制度の調査

2014 年 2 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

第8章 フィリピン



1. 主要なオンラインショッピングサイトの概観

Lazada Philippines	
U R L	http://www.lazada.com.ph
知名度	Alexa Rank 「40位/フィリピン」「7,044位/グローバル」 Facebook いいね! 「1,693,103」
概要	この Web サイトは、携帯電話、PC、家電、電子機器、書籍、衣服、玩具、スポーツ用品等幅広い商品を取り扱う総合オンラインショッピングモールである。
Zalora Philippines	
U R L	http://www.zalora.com.ph
知名度	Alexa Rank 「101位/フィリピン」「16,895位/グローバル」 Facebook いいね! 「954,051」
概要	この Web サイトは、衣服、アクセサリ、バッグ、スポーツ用品、化粧品等、ファッションに関する商品に特化したオンラインショッピングサイトである。
MetroDeal	
U R L	http://www.metrodeal.com
知名度	Alexa Rank 「36位/フィリピン」「8,263位/グローバル」 Facebook いいね! 「711,912」
概要	この Web サイトでは、加盟店と共同して、旅行パッケージ、アパレル、レストラン、サロン、温泉、フィットネス等の幅広い商品又はサービスについて、ディスカウントされた割引券やクーポンを提供し、指定された最小の人数の購入者が集まった場合に購入が成立する（いわゆる共同購入クーポンサービス）。取引は数量及び時間が限定されており、購入者はその期限内にオンラインで購入申込をすることとなる。商品又はサービスの購入が成立した場合、購入者は割引券を印字し、加盟店に持参することで、割り引かれた金額で商品又はサービスと引き換えることができる。
Sulit.com.ph	
U R L	http://www.sulit.com.ph
知名度	Alexa Rank 「9位/フィリピン」「1,730位/グローバル」 Facebook いいね! 「1,296,183」

概 要	この Web サイトは、家電、旅行券、アクセサリ等幅広い商品を取り扱うオンラインオークション・ショッピングサイトであり、利用者は、商品の購入のほか、自ら商品を出品し販売することができる。インターネット上の知的財産権侵害に関する情報交換フォーラムの有無
-----	---

2. ISP の法的責任

(1) インターネット上での知的財産権侵害についての ISP 責任を定めた法律等

フィリピンでは、電子商取引及び非商取引並びに電子文書の認識及び使用、その不法な使用に対する刑罰その他の目的のために規定する法律（An act providing for the recognition and use of electronic commercial and non-commercial transactions and documents, penalties for unlawful use thereof and for other purposes（略称：Electronic Commerce Act of 2000）「フィリピン電子商取引法」）³¹第 30 条が、以下のとおり、オンライン上での知的財産権侵害に関する ISP の責任範囲を定めている。

フィリピン電子商取引法

第 5 条（用語の定義）（一部抜粋）

(j) “サービスプロバイダ”とは、以下の提供者を指す。

(i) 送信、ルーティング、若しくは、デジタルか否かを別にして、利用者が選択した電子文書の、利用者に指定された地点間のオンライン通信のための接続の提供をする主体を含む、オンラインサービス、ネットワークアクセス又はそれらのための設備の運用；又は

(ii) 発信元の電子文書が保存され、指定された若しくは指定されていない第三者にアクセス可能にされることのために必要な技術的手段

そのようなサービスプロバイダは、特に権限を付与されていない限り、受信された電子文書の内容を修正若しくは変更し、あるいは、発信元、受信者若しくは第三者に代わってそこに書き込みをする権限を有さず、特定の要求に従い、又は履行が約されたサービスを実行する目的のため必要に応じて、その電子文書を保持するものとする。

第 30 条（サービスプロバイダの責任範囲）

本条に別段の規定がない限り、いかなる者も、第 5 条に定めるサービスプロバイダとして行動する者が単にアクセスを提供する電子データメッセージ又は電子文書に関して、その責任が以下のものに基づくならば、いかなる民事上又は刑事上の責任も負わない。

³¹ フィリピン電子商取引法は、フィリピン知的財産庁の以下のページで入手可能である ([http://www.ipophil.gov.ph/images%5Cipenforcement%5CRA8792-E-Commerce Act.pdf](http://www.ipophil.gov.ph/images%5Cipenforcement%5CRA8792-E-Commerce_Act.pdf))。

- (a) 電子データメッセージ又は電子文書の下での当事者の義務及び責任。
- (b) 以下の条件の下で、そのようなマテリアルに存在し又は関連する権利の考え得る侵害を含む、そのようなマテリアル又はそのようなマテリアルの中でなされる陳述の作成、刊行、流布又は配布。
 - (i) サービスプロバイダが、そのようなマテリアルの作成、刊行、流布又は配布が、不法であるか又はそのようなマテリアルに存在し又は関連する権利を侵害することにつき、実際の知識を持っていないか、その事実又はそれが明らかである状況に気付いていないこと。
 - (ii) サービスプロバイダが、不法又は権利を侵害する活動に直接帰することのできる経済的利益を故意に受領していないこと。
 - (iii) サービスプロバイダが、権利侵害若しくは不法行為を直接行っておらず、他者若しくは相手方の権利侵害若しくは不法行為を誘発し若しくは引き起こしておらず、かつ/又は他者若しくは相手方の権利侵害若しくは不法行為から経済的利益を得ていないこと。ただし、本条は何ら以下に影響しないものとする。
 - a) 契約に基づく義務
 - b) 制定法の下で確立された許認可その他の規制制度の下でのサービスプロバイダの義務
 - c) 制定法の下で課される義務
 - d) そのような責任が、サービスプロバイダがマテリアルへのアクセスを除去し、ブロックし、若しくは拒否し、又は違法行為の証拠を保存するために必要な行為を執り又は差し控えることを要求している法の下で裁判所の発行する差止命令の根拠を形成する範囲での当事者の民事上の責任

(2) ISP 責任が認められるための要件

ISP は、大要、以下の条件をいずれも充たすときは、ISP が単にアクセスを提供しているだけの電子データメッセージ又は電子文書に関し、民事上及び刑事上の責任を免れるとされている（フィリピン電子商取引法第 30 条(b)(i)から(iii)本文）。

- ① 権利侵害の事実につき、実際の知識を持っていないか、その事実又はそれが明らかである状況に気付いていないこと、
- ② 権利侵害行為又は不法行為に直接帰することのできる経済的利益を故意に得ていないこと、
- ③ 権利侵害若しくは不法行為を直接行っておらず、他者の権利侵害若しくは不法行為を引き起こしておらず、かつ/又は他者の権利侵害若しくは不法行為から経済的利益を得ていないこと。

ただし、その場合であっても、以下の ISP の義務又は責任は、免責されないものとき

れている（同第 30 条(b)(iii)但書）。

- ① 契約に基づく義務
- ② 制定法の下で確立された許認可その他の規制制度の下でのサービスプロバイダの義務
- ③ 制定法の下で課される義務
- ④ そのような責任が、サービスプロバイダがマテリアルへのアクセスを除去し、ブロックし、若しくは拒否し、又は違法行為の証拠を保存するために必要な行為を執り又は差し控えることを要求している法の下で裁判所の発行する差止命令の根拠を形成する範囲での当事者の民事上の責任

なお、ISP が上記規定によって免責されない場合、民事上及び刑事上の責任は、原則のとおり、知的財産法典の規定、知的財産庁の設立並びにその権限及び機能の規定その他の目的のために規定する法律（An act prescribing the intellectual property code and establishing the intellectual property office, providing for its powers and functions, and for other purposes（略称：Intellectual Property Code）「フィリピン知的財産法」³²等の規定により、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の侵害の有無によって決する。

このうち、特許権については寄与侵害（contributory infringement）に係る規定が存在しており（フィリピン知的財産法第 76.6 条）、実用新案権（同第 108.1 条）、意匠権（同第 119.1 条）にも準用されている。そのため、特許権、実用新案権及び意匠権については、ISP において、これらの規定による寄与侵害が成立するか否かの問題となるものと思われる。

フィリピン知的財産法 第 76.6 条

特許の侵害を積極的に誘発するか又は特許発明の侵害のために特に使われるものであり、かつ、実質的に侵害しない使用には適さないものであることを知りながら特許を受けた物若しくは特許を受けた方法により製造される物の部品を侵害者に積極的に提供する者は、寄与侵害者として法律上の責任を有し、かつ、侵害者とともに連帯して法律上の責任を有する。

また、著作権については、フィリピン知的財産法第 216 条として新設された著作権の間接侵害規定により、ISP は、侵害の事実について通知を受けていたり、侵害の知識を

³² 特許庁の日本語訳 (<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/philippines/tizai.pdf>)。なお、英語版は WIPO のウェブサイト (http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129343) や UNESCO のウェブサイト (http://portal.unesco.org/culture/en/files/39609/12505084093ph_IPCode_1998_en.pdf/ph_IPCode_1998_en.pdf) で取得可能である。

ただし、フィリピン知的財産法は 2013 年 2 月 28 日に改正されており、第 216 条の間接侵害規定もこの改正で新たに規定されたものである。改正法は、フィリピン政府のウェブサイト入手可能である (<http://www.gov.ph/2013/02/28/republic-act-no-10372>)。

持っていれば、代位侵害 (vicarious infringement) 又は寄与侵害 (contributory infringement) として責任を負う場合があり得る (フィリピン知的財産法第 216 条(b)及び(c))。

フィリピン知的財産法 第 216 条 (侵害) (一部抜粋)

以下の行為を行う場合、この法により保護された権利の侵害となる。

- (a) 直接侵害を行うこと
- (b) 侵害の事実について通知を受けていた場合に、侵害者の行為を制御する権利及び能力がある者が、侵害者による侵害行為から利益を得ること
- (c) 侵害の知識を持つ者が、他者の侵害行為を誘発し、引き起こし、又は実質的に貢献すること

これに対し、商標権については、寄与侵害や代位侵害に係る規定はフィリピン知的財産法上には存在しない。なお、フィリピン知的財産法第 159.3 条本文によれば、定期刊行物や電子的通信における有料広告 (及びその一部) における侵害行為について、侵害者が侵害の事実を知らないような場合、権利者の救済はその後のそのような広告の差止に制限され、損害賠償等は認められていない。そのため、商標権については、ISP が侵害の事実を知らない場合、ISP による侵害の立証自体の問題に加え、損害賠償請求は同規定に基づき遮断される可能性がある。

フィリピン知的財産法 第 159.3 条本文

訴えられた侵害が新聞、雑誌その他の定期刊行物又は電子的通信における有料広告又はその一部に係る場合は、当該新聞、雑誌その他の定期刊行物又は電子的通信の発行者又は販売者に対する侵害された権利の権利者の救済は、当該新聞、雑誌その他の定期刊行物のその後の発行又は当該電子的通信のその後の伝達におけるそのような広告の提示に対する差止に制限される。本項の制限は、悪意のない侵害者に対してのみ適用する。

なお、フィリピン電子商取引法上、インターネット等の通信ネットワークの使用を通じた知的財産権の侵害行為については、フィリピン知的財産法が定める各知的財産権侵害に対する刑事罰に加え、フィリピン電子商取引法の定める刑事罰も重疊的に適用され得る。フィリピン電子商取引法により課される刑事罰は、10 万ペソ以上被った損害相当額以下の罰金、及び 6 か月以上 3 年以下の強制的拘禁である (フィリピン電子商取引法第 33 条(b))。

フィリピン電子商取引法 第 33 条 (刑罰) (一部抜粋)

- (b) 通信ネットワーク (インターネットを含むがこれに限られない) の使用を通じた、知的財産権を侵害する態様での、保護されたマテリアル、電子署名又は著作権の対象

となる作品（法的に保護された録音若しくはレコード又は保護された作品に係る情報マテリアルを含む）についての海賊行為若しくは無権限のコピー、複製、流布、配布、輸入、利用、除去、変更、置換、修正、保存、アップロード、ダウンロード、通信、公表又は放送は、10万ペソ以上被った損害相当額以下の罰金、及び6か月以上3年以下の強制的拘禁の刑に処する。

(3) ISP 責任に関する重要裁判例等

ISP の責任に関して知られているフィリピン最高裁判所の判例は無いとのことである。また、控訴裁判所のウェブサイトを確認した限り、控訴裁判所の裁判例にも ISP の責任に関するものは見当たらず、地方裁判所の裁判例は公開されていないとのことである（なお、控訴裁判所及び地方裁判所の裁判例に先例価値はない。）。

3. ISP に対する実務的措置

(1) 推奨される対応

権利者は、その知的財産権の侵害に対して、フィリピン知的財産法及びフィリピン電子商取引法に基づく請求が可能である。

具体的な対応としては、(a)民事訴訟の提起、(b)刑事訴追、(c)フィリピン知的財産庁に対する行政措置の申立があるが、このうち、(c)フィリピン知的財産庁に対する行政措置の申立が、差止の結果を最も早く得られる可能性が高く、推奨される。

その理由は、フィリピン知的財産庁が知的財産紛争の審理を専門としていること、及び立証のために必要とされる実質的証拠の量が、証拠の優越が必要な民事訴訟や合理的疑いを超えた立証が必要な刑事訴追と比較して少なく済むこと等にある。

(2) ISP に知的財産権侵害品の削除等を求める際の実務的留意点

ISP は、上記フィリピン電子商取引法第 30 条(b)(i)から(iii)本文の場合に免責されるため、権利者は、行政措置の申立に先立ち、ISP に対して権利侵害を認識させ、同法に基づく免責が適用されないようにする必要がある。

具体的には、権利者は、行政措置の申立に先立ち、ISP に対して警告状を送付し、そこで、明確に自らの権利及びその侵害の事実を述べ、当該 ISP が侵害停止のための措置を執らない限り、当該 ISP に対して法的措置を執る旨を警告すべきである。

(3) 一般に予想される ISP 側の対応

権利者が ISP に対して侵害の除去等を求める警告状を送付した場合に、ISP がどのような対応をするかについて、例えばフィリピンの法律事務所による過去の経験を明らかにするような資料等は公表されていないとのことである。

公表されている過去の事例としては、例えば以下のものがある。

- ① 2009 年、ある団体が、フィリピン最大の通信サービス会社である **Philippine Long Distance Telephone Company (PLDT)**、及びその他の ISP に対し、ポルノ及びわいせつなマテリアルへのアクセスを禁止することを求めた。しかし、この運動に対して特に ISP から反応は無かったとのことである。
- ② フィリピンレコード協会の代理人弁護士が、「.ph」のドメイン名レジストリである **dotPH** に対し、動画共有サイト **kat.ph** が著作権法上保護されるマテリアルを公衆がダウンロードできる状態にしているとして、同ドメイン名の閉鎖を要求した。これに対し、**dotPH** は、適切な当局の命令を受領したときは協力する旨を回答した。2013 年 6 月、フィリピン知的財産庁は、**dotPH** に対して **kat.ph** のドメイン名を一時停止するよう、暫定的差止命令を発令した。**dotPH** は、その命令を受けて初めて対象ウェブサイトを閉鎖した。

このうち、**dotPH** の対応は、ISP が特定ウェブサイトの閉鎖又は除去を求められた場合の一つの予想される対応を示すものと考えられる。

(4) インターネット上の知的財産権侵害に関する情報交換フォーラムの有無

オンライン上での知的財産権侵害に関する特定のフォーラムは存在しないとのことである。ただし、複数のオンライン上でのフォーラムにおいて、ISP が特定のウェブサイトブロックしたことにに関する情報が交換されているものがあつた³³。

³³ “Symbianize” (www.symbianize.com/showthread.php?t=314634)、
“TIPIDPC” (www.tipidpc.com/viewtopic.php?tid=270345)、
“Does globe block transmission from certain websites?”
(https://getsatisfaction.com/myglobe/topics/does_globe_block_transmission_from_certain_websites)。

経済産業省委託

ASEAN におけるインターネット上での知財侵害商品の流通

についての ISP 責任に関する制度の調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP

2014 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、2013 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った Mori Hamada Matsumoto (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。